

障害者スポーツ文化センター
(横浜ラポール・ラポール上大岡)
指定管理者申請要項

令和3年3月
横浜市健康福祉局障害自立支援課

1 指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

このたび、令和4年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、障害者スポーツ文化センターは極めて高度の専門性を要し、将来（当該指定期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれるため、横浜ラポールとラポール上大岡の両施設について、指定管理期間を5年間とし、事業者は非公募により選定します。

2 施設の概要及び基本理念

(1) 対象施設

障害者スポーツ文化センター横浜ラポール（以下「横浜ラポール」という。）及び
障害者スポーツ文化センターラポール上大岡（以下「ラポール上大岡」という。）

(2) 障害者スポーツ文化センターの基本理念

横浜市障害者スポーツ文化センター条例では、「スポーツ、文化活動、レクリエーション等を通じて、障害者の社会参加及び福祉の増進並びに障害者、その介護人その他市民相互の交流を図る」ことを基本理念として港北区に横浜ラポール、港南区にラポール上大岡を設置しています。

横浜ラポール及びラポール上大岡は、両施設の特性・立地を活かしながら一体的に運営をすることにより、障害者スポーツ・文化活動の全市的充実を図ります。

3 指定管理者選定の概要

(1) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

(2) 指定管理者の非公募による選定（「6 申請及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の選定は、健康福祉局長が定めた団体から申請書を提出させることにより非公募で実施し、「横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、センターの設置目的を達成することができると思われる場合、申請者を指定管理者に選定します。

選定結果は、申請者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(3) 指定期間中における施設の改修等について

横浜ラポールは次期指定管理期間中（令和5年度の見込み）に、プール及びシアターの天井脱落対策改修工事が予定されており、工事に際しては当該施設の利用停止を行う予定です。

なお、改修工事による減収への対応等については、この期間に係る指定管理料において別途協議することとします。

(4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（15階）
健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課社会参加推進係
電話 045 (671) 3602 Fax 045 (671) 3566
E-mail kf-rapo@city.yokohama.jp

4 指定管理者が行う業務

障害者スポーツ文化センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。

5 障害者スポーツ文化センター（以下「センター」という。）の概要

(1) 施設の設置目的

センターは「スポーツ、文化活動、レクリエーション等を通じて、障害者の社会参加及び福祉の増進並びに障害者、その介護人その他の市民相互の交流を図るため、」に設置された施設です。（横浜市障害者スポーツ文化センター条例第1条）

(2) 業務の範囲

詳細は「業務の基準」を参照してください。

(3) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

横浜ラポールの指定管理業務に従事する職員として、常勤職員で管理運営部門7名以上、文化事業部門5名以上、スポーツ事業部門23名以上、聴覚障害者情報提供施設14名以上を業務に従事させなければならない。また、ラポール上大岡では常勤職員で管理運営部門5名以上、文化事業部門3名以上、スポーツ事業部門9名以上を業務に従事させなければならない。

なお、両施設とも職員のうち1名を管理運営責任者（館長）に定め、以下の（ア）～（カ）の基準を順守すること。また職員の資格要件については、（キ）・（ク）の通りとします。

（ア）労働基準法等関係法規を遵守すること

（イ）施設の管理運営責任者を常時雇用で1名配置すること

（ウ）防火管理者を配置すること

（エ）その他業務を行うにあたり必要な職員を各所に配置すること

（オ）障害者等からの相談や要望に対応できる職員を、常時配置すること。

（カ）障害者の雇用を積極的に促進すること。

（キ）障害者スポーツ・文化活動にかかわる業務を行うにあたり、必要な能力がある職員を適切に配置すること。

（ク）横浜ラポールの聴覚障害者情報提供施設に係る事業の担当者として、以下の者を確保すること。

a 施設長

b 手話通訳及び要約筆記に精通し、次のいずれかの資格を要する者
ただし、聴覚障害のある職員及び事務職員を除く。

・厚生労働大臣が認定する手話通訳士資格

・全国手話研修センターの実施する手話通訳者登録試験合格者

イ 指定管理料

障害者スポーツ文化センターの運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、申請の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります）。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本申請要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。指定管理料減額の基準及び手続き等については、協定で定めます。

ウ 賃金水準の変動への対応

横浜市では、指定管理施設において、提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、2年目以降の指定管理料に反映していく仕組み（以下、この仕組み

みを「賃金水準スライド」という。)を採用していますが、センターについては、前記(ア)のとおり、職員配置については、指定管理料の積算とともに、会計年度ごとに横浜市と指定管理者で協議を行っており、その中で賃金水準スライドと同様の効果を得られているものとみなします。

エ 修繕等

建物、設備及び備品等の修繕等については、1件あたり100万円未満のものについては、指定管理者が修繕費を負担して修繕を行うこと。簡易な修繕の範囲を超える場合は、市と別途協議するものとします。

(4) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定 管理者	分担 (協議)	指定管理者 (負担限度付)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○			
	それ以外のもの		○		
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○			
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税(地方消費税を含む)率等の変更			○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
組織再編行為等	指定管理者の組織再編行為等により市に発生する費用		○		
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの			○	
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	それ以外のもの(一件当たり)				100万円未満
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○	

申請要項等	申請要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	

※不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動及びストライキ等

(5) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (ウ) 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）
- (エ) 身体障害者福祉法（昭和 24 年 12 月 26 日法律第 283 号）
- (オ) 横浜市障害者スポーツ文化センター条例（平成 4 年 3 月 31 日条例第 24 号）
- (カ) 横浜市障害者スポーツ文化センター条例施行規則（平成 4 年 8 月 5 日規則第 77 号）
- (キ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (ク) 横浜市個人情報保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (ケ) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (コ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (サ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (シ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (ス) 神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和 34 年 4 月条例第 4 号）、同条例施行規則（昭和 34 年 4 月規則第 16 号）
- (セ) 国土交通省及び文部科学省「プールの安全標準指針」（平成 19 年 3 月）
- (ソ) 「横浜市プール事故防止標準マニュアル」（平成 18 年 9 月横浜市）
※ただし、マニュアル制定後、神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則が改正になった。マニュアルの中で、規則に規定がある内容については、規則を優先して遵守すること。
- (タ) 警備業法（昭和 47 年 7 月 5 日法律第 117 号）
- (チ) 道路運送車両法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 185 号）
- (ツ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- (テ) その他、横浜市スポーツ推進計画や防災関係などの市の計画・施策等地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴

取し、年1回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

障害者スポーツ文化センターの指定管理者は、選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、実施時期は、指定期間の2年目又は3年目のいずれかのうち横浜市との協議により定める時期を原則とし、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出及び報告等を求められたときは、これに応じる必要があります。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第2号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者としてします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、

横浜市に適切に報告することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に障害者スポーツ文化センターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応・感染症発生時の対応

a 指定管理者は、災害等発生時の利用者の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報等についてマニュアルを作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

また、感染症の流行時にも、施設運営が可能となるよう、運営方法の検討や消毒液等の対応に必要な物品等の備えを行うこと。

警察、消防等に要請するような災害等の緊急事態が発生した場合には、直ちに市にその旨を報告しなければならない。

b 横浜ラポールは、現段階では横浜市防災計画等に補完施設としての位置づけがあるため、指定管理者はその開設及び運営等に協力していただきます。このため、別途横浜市と「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結のうえ、本市の「指定管理者災害対応の手引き」にしたがい、あらかじめ必要な体制整備等を行う必要があります。

また、ラポール上大岡は、横浜市防災計画等に位置づけがありませんが、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(サ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(シ) 自動販売機等について

(目的外使用許可により指定管理者の自販機等設置を想定する場合の項目)

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

- (ス) 横浜市暴力団排除条例の遵守
横浜市暴力団排除条例の施行(平成 24 年 4 月 1 日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。
- (セ) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施
横浜市では、平成 22 年 4 月 1 日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。
指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。
なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。
- (ソ) 財務状況の確認
安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に 1 回、指定管理者となっている団体(共同事業体においては各構成団体)について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。
- (タ) ウェブサイトについて
a 最低限掲載すべき情報
指定管理者が障害者スポーツ文化センターのウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。
(a) 指定管理者名
(b) 障害者スポーツ文化センターの事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク
b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮
指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-2016:3 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。
- (チ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供
指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。
- (ツ) その他市政への協力
その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。
- (テ) その他
その他、記載のない事項については、横浜市長と協議を行なうこととします。

6 申請及び選定に関する事項

(1) 選定スケジュール

ア	申請書類の配布	令和 3 年 3 月 22 日 (月)
イ	申請要項等に関する質問受付	令和 3 年 3 月 29 日 (月) から令和 3 年 4 月 2 日 (金) まで
ウ	質問への回答	令和 3 年 4 月 8 日 (木) 頃 (予定)
エ	申請書類の受付期限	令和 3 年 5 月 10 日 (月)
オ	審査・選定(面接審査実施)	令和 3 年 6 月 21 日 (月)
カ	選定結果の通知・公表	令和 3 年 8 月下旬
キ	指定管理者の指定	令和 3 年 10 月下旬 (予定)
ク	指定管理者との協定締結	令和 3 年 12 月下旬 (予定)

(2) 申請手続きについて

- ア 申請のお知らせ
指定管理者の申請について、横浜市のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

イ 申請要項の配布

配布期間：令和3年3月22日（月）

ウ 申請要項等に関する質問の受付

申請要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間

令和3年3月29日（月）午前9時から4月2日（金）午後5時まで

(イ) 受付方法

FAX又はE-Mailで「質問書」（別紙2）を健康福祉局障害自立支援課にお送りください。電話でのお問合せには応じかねますので御了承願います。

エ 質問への回答

令和3年4月8日（木）（予定）に、次のウェブページで回答を公表します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/rappport.html>

オ 申請書類の受付

(ア) 申請書類

「6(4)申請手続きについて」を参照

(イ) 受付期限

令和3年5月10日（月）午後5時まで

(ウ) 受付方法

健康福祉局障害自立支援課まで、持参により御提出ください（受付期間内必着）。

(エ) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 健康福祉局障害自立支援課 宛

(3) 審査及び選定の手続きについて

ア 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき横浜市健康福祉局長が指定候補者を選定します。審査は申請者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。

また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人合計5名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、申請者に後日お知らせいたします。

イ 選定評価委員会（敬称略、順不同）

氏名	選出区分
鈴木 秀雄	関東学院大学名誉教授（学識者）
上甲 雅敬	上甲会計事務所所長（税理士）
佐々木 隆幸	利用者代表（スポーツ）
中村 麻美	利用者代表（文化）
早瀬 久美	利用者代表（身体障害部門）
鶴見 伸子	利用者代表（知的障害部門）
稲垣 宇一郎	利用者代表（精神障害部門）
森 和雄	横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

別紙「障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）指定管理者選定評価基準一覧」のとおり

オ 選定結果の通知及び申請書類の公表

選定結果は、申請者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、健康福祉局のウェブページへの掲載等により公表します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/rapport.html>

なお、指定候補者の申請書類については、原則として、指定の議決後に公表します。

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和3年12月中旬予定）

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 申請手続きについて

次の申請書類をアから順に並べ、ページ数及びインデックスを付けファイルに綴じ、正1部、同様にした副本10部提出してください。用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。なお、副本のうち1部についてはファイルやステープラー等で留めず、インデックスもつけずにクリップ留めにしてください。

ア 指定申請書（様式1）

（横浜市障害者スポーツ文化センター条例施行規則 別記様式）

イ 質問書（様式2）

ウ 事業提案書（様式3）

エ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式4）

オ 団体の概要（様式5）

カ 役員等氏名一覧表（様式6）及び様式のエクセルファイルデータ（CD-R）

キ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式7）

ク 定款、規約その他これらに類する書類

ケ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

サ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類

シ 税務署発行の納税証明書「その3の3」（法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書になります。）

ス 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式8）

申請時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。

セ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式9）

公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。

ソ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類

労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

タ 健康保険の加入を確認できる書類

年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

- チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類
年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- テ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの
- ※ その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(5) 申請条件等について

- ア 申請者の資格
健康福祉局長が定めた団体（以下「団体」という）
- イ 欠格事項
次に該当する場合は、申請団体の決定を取消します。
 - (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
 - (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
 - (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
 - (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
 - (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
 - (カ) 選定評価委員が、申請しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
 - (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式6）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

 - (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- ウ 申請要項の承諾
申請者は、申請書類の提出をもって、本申請要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- エ 接触の禁止
選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件申請について直接・間接を問わず接触を禁じます。
- オ 重複応募の禁止
同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。
- カ 申請内容変更・追加の禁止
提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。
- キ 団体職員以外による、次の行為の禁止
申請にあたって、申請団体（共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。
 - (ア) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
 - (イ) 選定評価委員会の面接審査への出席
- ク 申請者の失格
申請者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (ア) エからキまでの禁止事項に該当するなど、本申請要項に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 申請書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

サ 申請書類の取扱い

申請書類は理由を問わず返却しません。

シ 申請書類の開示

指定管理者及び指定候補者の申請書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ス 申請の辞退

正当な理由がある場合に限り、申請書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 11）」を提出してください。

セ 費用負担

申請に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ソ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する申請書類の著作権は作成した団体に帰属します。

7 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

ア 管理運営業務の範囲及び内容

イ 法令の遵守

ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等）

エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等）

オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ 施設の維持保全及び管理に関する事項

キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項

ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項

ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

コ 指定期間満了に関する事項

サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

シ 協定内容の変更に関する事項

ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として、協議を行い、指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、障害者スポーツ文化センターに係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき

エ 本申請要項に定める資格要件を失ったとき

オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為（会社法第5編に規定する各行為をいう。以下同じ。）等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき

キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき

ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき

ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき

コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき

サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき

シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、すでに支出した指定管理料の返還、または横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い、指定管理者の組織再編行為等により発生する横浜市の実費（ア）次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会の委員に支払う謝金等の費用、（イ）組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用）等を求めることがあります。

なお、指定管理者が横浜市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。